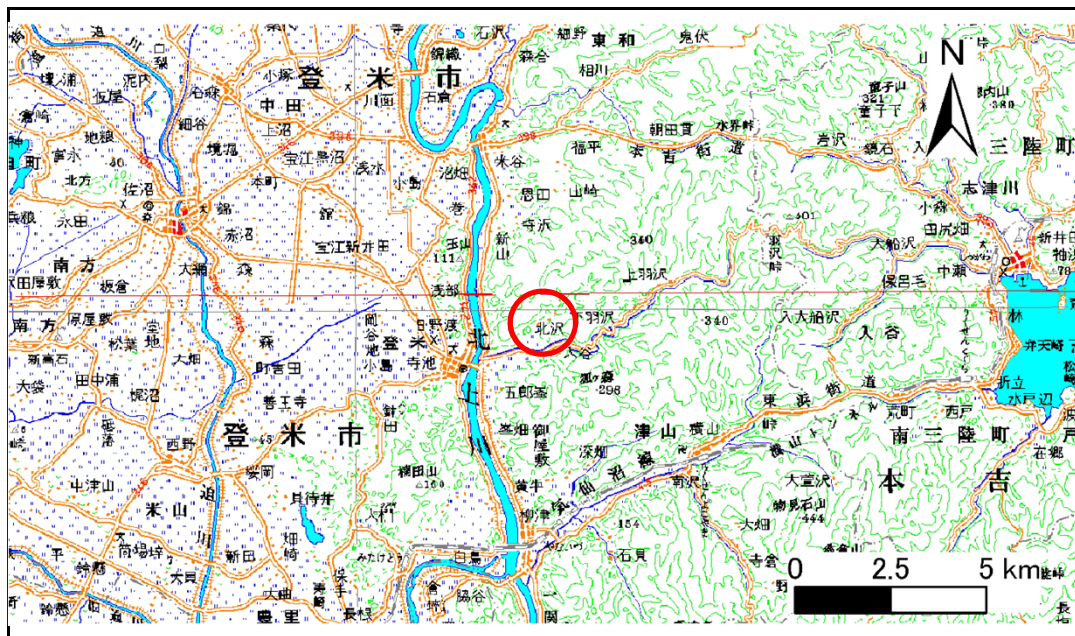


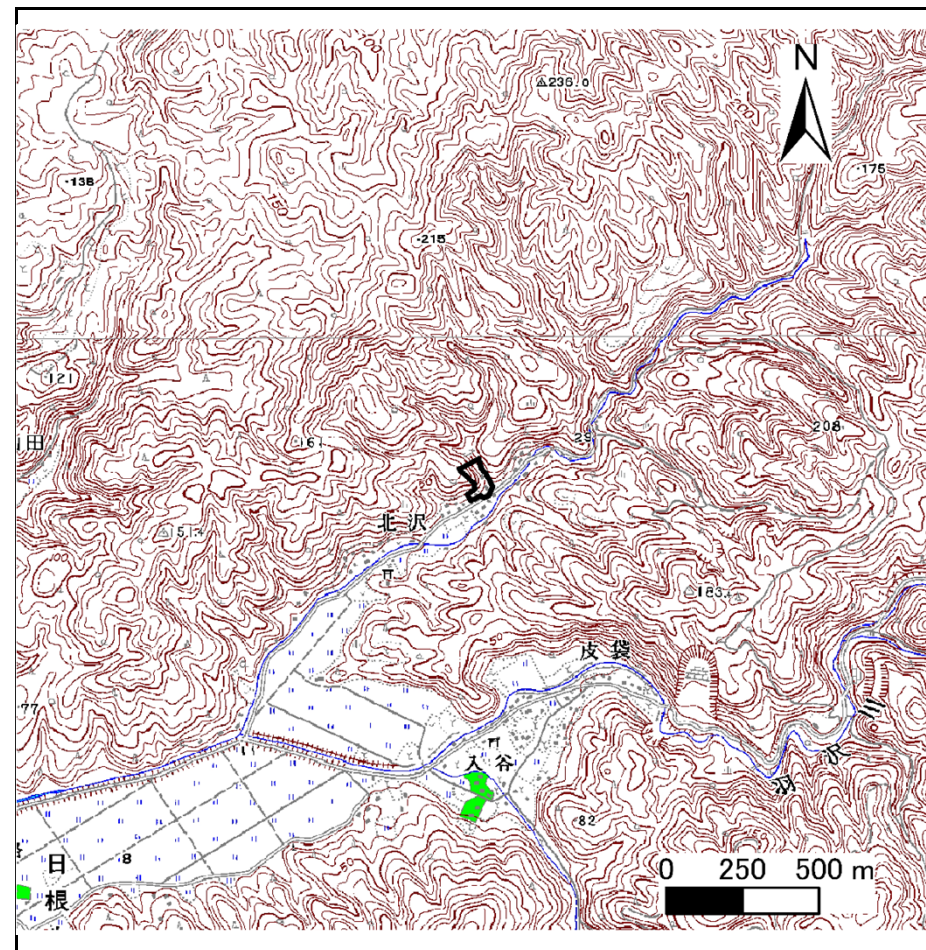
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第429号
告示年月日	平成25年5月10日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-583-2(1311000583)
箇所名	北沢の2
所在地	登米市登米町大字日根牛北沢
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 1/25000

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23東複、第48号)

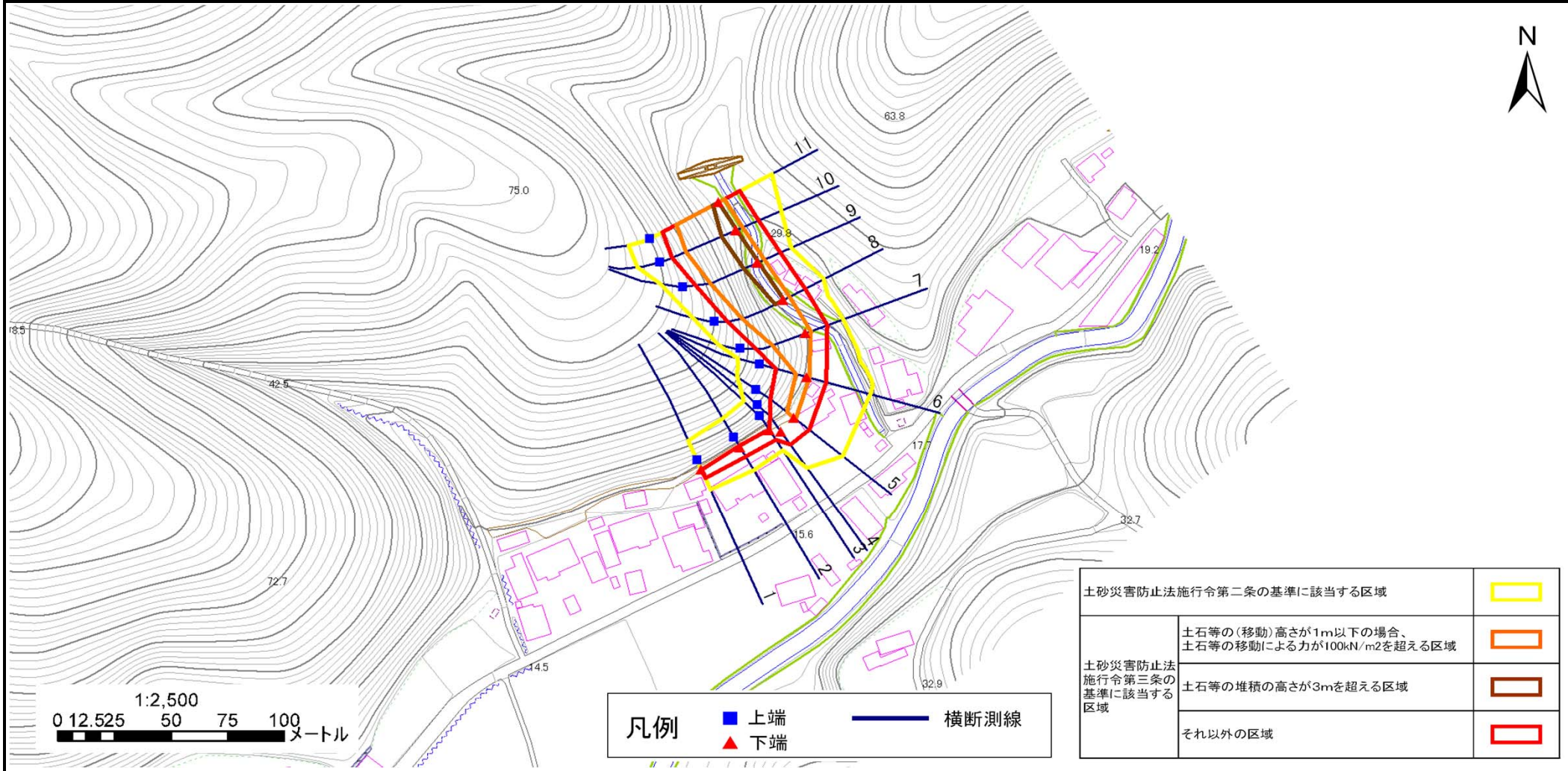
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第429号
告示年月日	平成25年5月10日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域設定図

調査年度	平成22年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-583-2(1311000583)	箇所名	北沢の2	所在地	登米市登米町大字日根牛北沢
---------	------	-----------------------	-----	------	-----	---------------



土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	■	
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が 100kN/m^2 を超える区域	■
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	■
それ以外の区域	■	

凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第429号
告示年月日	平成25年5月10日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-583-2(1311000583)	箇所名	北沢の2	所在地	登米市登米町大字日根牛北沢										
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	59.4	1.0	-	-	10.1	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
2 ~ 3	-	-	62.8	1.0	-	-	10.1	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
3 ~ 4	-	-	95.1	1.0	-	-	10.3	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	10.3	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
5 ~ 6	114.4	1.0	100.0	1.0	-	-	10.4	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-
6 ~ 7	138.2	1.0	100.0	1.0	-	-	13.4	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-
7 ~ 8	152.3	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-
8 ~ 9	155.0	1.0	100.0	1.0	16.8	3.3	15.2	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-
9 ~ 10	155.0	1.0	100.0	1.0	16.8	3.3	15.2	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-
10 ~ 11	154.4	1.0	100.0	1.0	16.5	3.3	15.2	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																